

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 29 年 6 月 16 日 答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1 件

厚生年金保険関係 1 件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1 件

国民年金関係 1 件

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 1600440 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (厚) 第 1700049 号

第1 結論

請求者のA社における平成17年12月15日の標準賞与額を2万円に訂正することが必要である。

平成17年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成17年12月

私は、請求期間において、A社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録では、当該期間の標準賞与額の記録がない。

調査の上、請求期間の標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

B銀行から提出された請求者の「円普通預金異動明細」(写)、複数の同僚から提出された給与支給明細書(平成17年12月分賞与)(写)及びA社の回答から、請求者は、請求期間において同社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

なお、請求期間の賞与支給日については、上記の「円普通預金異動明細」(写)及びA社の回答から、平成17年12月15日とすることが妥当である。

また、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記の「円普通預金異動明細」(写)及び給与支給明細書(写)から推認できる厚生年金保険料控除額から、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成17年12月15日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付した

か否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 1700005 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (国) 第 1700009 号

第 1 結論

平成 3 年 4 月から平成 5 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 3 年 4 月から平成 5 年 3 月まで

国民年金の加入手続について、私には具体的な記憶がないが、所持する年金手帳に、初めて被保険者となった日が平成 3 年 4 月 1 日、住所地が当時住んでいた A 市と記載されていることから、母親が同年 4 月頃に同市役所で行ってくれたのだと思う。請求期間の国民年金保険料についても、自分では納付していないが、母親が 1 年分をまとめて 2 回にわたり納付してくれていたのだと思う。

請求期間のうち、平成 3 年 4 月から平成 4 年 3 月までの期間について、父親の銀行口座に係る普通預金月中取引一覧表 (写) において平成 3 年 11 月 11 日付けの出金記録 (10 万 5,540 円) があり、これは、母親が私の分の当該期間の国民年金保険料を 1 年分まとめて納付書により納付してくれた記録であり、その金額は手数料 (150 円) を含んだ金額となっている。

また、請求期間のうち、平成 4 年 4 月から平成 5 年 3 月までの期間について、上記普通預金月中取引一覧表 (写) において平成 4 年 4 月に 3 件の出金記録があり、そのうち、同年 4 月 14 日付けの出金記録 (11 万 3,590 円) が、母親が私の分の当該期間の国民年金保険料を口座振替により納付してくれた記録であり、当時、両親と住所地が違ったため、振替日が両親とは別の日になっている。

請求期間が未納期間となっていることに納得がいかないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間の国民年金の加入手続について、請求者は、平成 3 年 4 月頃に母親が当時住んでいた A 市で行ってくれたと思うと主張しているところ、請求者の国民年金手帳記号番号は、戸籍の附票から確認できる B 県から C 県への転入年月日及び当該記号番号の後の番号の被保険者に係る国民年金保険料免除の申請年月日から、同年 4 月ないし同年 5 月頃に払い出されたと推

認でき、当該払出時期において当該期間の国民年金保険料を納付することは可能である。

しかしながら、請求者は、請求期間の国民年金保険料の納付に直接関与していない上、保険料を納付してくれたとする請求者の母親は既に死亡しており証言を得ることができず、請求者の父親も、国民年金に関することは母親に任せていたので詳細は不明であると陳述していることから、請求期間の国民年金保険料の納付状況が不明である。

また、請求期間のうち、平成3年4月から平成4年3月までの期間について、請求者は、父親に係るD銀行E支店の普通預金月中取引一覧表(写)における平成3年11月11日付けの10万5,540円の出金記録が、母親が自身の当該期間の国民年金保険料を1年分まとめて納付書により納付してくれた記録であり、その額は、国民年金保険料10万5,390円に手数料150円を加えた金額となっていると主張しているが、i) 当該保険料10万5,390円は、当該期間の保険料を同年4月末日までに前納した場合の前納割引を受けた金額であり、同年11月11日時点では、当該金額により納付することはできないこと、ii) 金融機関において国民年金保険料を納付書により納付する場合、手数料は発生しないことから、当該出金記録について、請求者の当該期間の保険料を納付したことを示す記録であると認めることはできない。

さらに、請求期間のうち、平成4年4月から平成5年3月までの期間について、請求者は、上記普通預金月中取引一覧表(写)における平成4年4月の3件の出金記録のうち、同年4月14日付けの11万3,590円の出金記録が、母親が自身の当該期間の国民年金保険料を口座振替により納付してくれた記録であると主張しているが、i) オンライン記録によると、請求者の両親及び両親と同居していた請求者の弟の3人は、当該期間の保険料を前納した記録となっており、上記普通預金月中取引一覧表(写)における3件の出金記録と符合していること、ii) 請求者の父親は、請求者の弟の保険料についても、同じ口座から納付しており、保険料の納付に使っていたのは、当該口座のみであると思うと陳述していることから、上記普通預金月中取引一覧表(写)における同年4月の3件の出金記録については、両親及び弟の保険料であると考えるのが自然であり、同年4月14日付けの出金記録について、請求者の当該期間の保険料を納付したことを示す記録であると認めることはできない。

このほか、請求期間について、国民年金保険料が納付されていたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、請求期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。